

平成30年6月1日より 指定ごみ袋の形・価格が変わります

条例可決

南風原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正

南風原町は指定ごみ袋制度を平成11年8月から導入しています。今回の改正内容は指定ごみ袋の価格の変更、形状変更（平型→U字型）、有害・危険ごみ袋の廃止です。導入時期は平成30年6月で現在使用しているごみ袋は平成30年8月31日まで使用可能です。



詳しくは
住民環境課へ
お問い合わせ
ください。

住民環境課
☎ 889-1797

なぜ、ごみ袋の形や価格が変わるのか。

① 指定ごみ袋の価格について、指定ごみ袋導入時（平成11年）と比較して人口増加、世帯数増加に伴うごみ排出量の増加など状況が変化している。

② 現在、ごみ処理原価は可燃ごみ5キログラム150円に対して20円の手数料として、いるが財政的負担の軽減を図るため30円に引き上げる。

③ 共同処理を行う那覇市の手数料（30円）と差があり、負担の不均衡が生じている。

④ ごみ袋の形状についてU字型袋へ変更を要望する声が多数聞かれた。

なお、ごみ袋の価格改定により、ごみの減量化、リサイクル推進の啓発、U字型袋導入による利便性の向上及び組合負担金への対応費に充てられます。

平成30年6月1日から町指定のごみ袋の形・価格が変わります
平成30年9月以降は、これまでのごみ袋は使用できません。
ごみ袋の購入は計画的にお願いします。

ごみ袋新料金

◎燃やせるごみ・燃やせないごみ

現 行	
大	200円
中	150円
小	100円

※10枚入・平型タイプ

※（大）200円のごみ処理原価は、1,500円となり差額は町が負担しています。

改正後	
大	300円
中	200円
小	170円

※10枚入・U字型タイプ

◎有害危険ごみ

現 行	
中	150円
小	100円

※10枚入・平型タイプ

廃止
透明袋へ

指定ごみ袋は町内のスーパーなどで購入できます。

12 月 定例会

12月5日～15日までの11日間の会期で開きました。
すべての議案を可決し、一般質問は11人の議員が質問しました。